

令和 年 月 日

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）発行願

新潟市立黒埼中学校長 様

保護者氏名

㊞

下記のとおり、旅行しますので学校学生生徒旅客運賃割引証を発行願います。

学年・組	年 組	生徒証明書番号 (4桁)	第 号
生徒氏名		年 齢	歳
旅 行 先			
旅行目的 (該当項目に☑)	☐ 休暇、所用による帰省 ☐ 実験実習などの正課の教育活動 ☐ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動 ☐ 就職又は進学のための受験等 ☐ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加 ☐ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理 ☐ 保護者の旅行への随行		
旅行期間	年 月 日から 年 月 日まで		
乗車区間	駅から 駅まで 経由		
必要枚数 (該当項目に☑)	☐ 1枚 ☐ 2枚		

※ 裏面の『学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）について』をよくお読みください。

※ 学割証を利用して旅行する場合は、生徒証明書を携帯させてください。

(学校記入欄)

学校学生生徒旅客運賃割引証発行台帳

決 裁 欄		学級 担任		担当者		
発行番号	第 号	割印		発行日	令和 年 月 日	

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という）の取り扱いについては、学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領に則り、学校で発行を行っています。

1 制度の趣旨

学割証の制度は、学生生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものです。

2 使用目的の範囲

機構又は都道府県等から学割証の様式の配付を受けた学校は、制度の趣旨に鑑み、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限り、学生生徒に対して学割証を交付します。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

3 割引内容

旅客鉄道株式会社（ＪＲ各社）の営業キロで片道 100 キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が 2 割引になります。

4 有効期限

発行日から 3 箇月間有効です。ただし、3 年生については黒埼中学校在籍期間となりますので、3 箇月以内であっても 3 月 31 日までとなります。